

小松加賀環境衛生事務組合公印規則

昭和 53 年 12 月 1 日
規 則 第 1 号

改正 平成 4 年 8 月 6 日規則第 2 号
改正 平成 19 年 4 月 1 日規則第 3 号
改正 平成 27 年 2 月 26 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合で用いる公印の種類、名称、使用区分その他必要な事項を定め、その取扱いの厳正を期することを目的とする。

(公印取扱いの原則)

第 2 条 公印の保管及び使用等は、厳正かつ確実に行わなければならない。

(定義)

第 3 条 この規則において、「公印」とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。

(保管者及び名称等)

第 4 条 公印の保管及び取扱いのため各公印保管者（以下「保管者」という。）を置く。

2 公印の名称、書体、寸法、個数、保管者及び用途は、別表に定めるところによる。

(公印台帳)

第 5 条 事務局長は、公印台帳（別記様式第 1 号）を備え、公印の名称、印影、保管者、用途及び異動等を登録しなければならない。

(公印の調整等)

第 6 条 公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、管理者の決裁を受けなければならない。

(公印の使用)

第 7 条 公印を使用するときは、決裁済みの原議書及び押なつを必要とする文書、その他を保管者に呈示してその審査照合を経た後、公印の押なつを受けるものとする。

2 事務処理の都合上、公印を大量に使用するとき又は公印の印影を大量に印刷する必要があるときは、保管者にあらかじめ合議しなければならない。この場合公印印刷物の使用状況を明らかにしなければならない。

3 印影の刷り込まれた印刷は厳重に保管し、散逸を防止しなければならない。

(事故の届出)

第 8 条 保管者は、公印の紛失、盗難等の事故があったときは、その旨を公印事故届（別記

様式第2号)により保管者に報告しなければならない。公印に関し変造,偽造の事故のあったときも同様とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は,別に定める。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (平成4年規則第2号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第3号)

この規則は,平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第1号)

この規則は,公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称種類	様式	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途
組合印	イ	てん書	方27	1	事務局長	組合名をもってする文書
管理者印1号	ロ	てん書	方36	1	事務局長	管理者名をもってする表彰, 辞令
管理者印2号	ハ	てん書	方24	1	事務局長	管理者名をもってする文書
				1	小松加賀 斎場所長	
管理者職務 代理者印	ニ	てん書	方21	1	事務局長	管理者が事故のあるとき 又は欠けたとき管理者名 をもってする文書
会計管理者印	ホ	てん書	方21	1	会計管理 者	会計管理者をもってする 文書
事務局長印	ヘ	てん書	方21	1	事務局長	事務局長名をもってする 文書
小松加賀斎場 所長印	ト	てん書	方21	1	小松加賀 斎場所長	小松加賀斎場所長名をも ってする文書
会計管理者印	チ	れい書	径18	1	会計管理 者	小切手

イ

小	環	事
松	境	務
加	衛	組
賀	生	合
		印

ロ

小	環	事	管
松	境	務	理
加	衛	組	者
賀	生	合	印

ハ

小	環	事	管
松	境	務	理
加	衛	組	者
賀	生	合	印

ニ

小	環	境	職
松	衛	衛	務
加	生	合	代
賀	事	管	理
環	務	理	者
		者	印

ホ

小	衛	會
松	生	計
加	事	管
賀	務	理
環	組	者
境	合	印

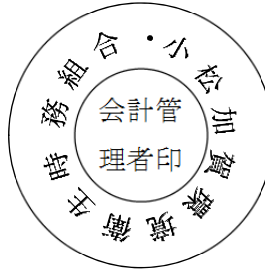
ヘ

小	環	事	事
松	境	務	務
加	衛	組	局
賀	生	合	長
			印

ニ

小	齋	長
松	場	之
加	所	印
賀		

ト



別記様式第1号（第5条関係）

公 印 台 帳

種 別		名 称		印 影
書 体		寸 法		
印 材		個 数		
用 途		保管者		
調 整		改 刻		
廃 止				
備 考				

別記様式第2号（第8条関係）

公 印 事 故 届

年 月 日

殿

保管者 職 氏 名

印

下記のとおり

のでお届けいたします。

種 別		名 称	
書 体		寸 法	
印 材		個 数	
用 途		保管者	
事故の状況			